

子ども若者支援課
子ども家庭支援センター

港区ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）事業の拡充について

子育て家庭の多様な保育ニーズに応え、全ての児童が放課後に安全で安心して過ごすことができるよう、ベビーシッターを利用する場合の利用料の補助対象者を、未就学児の保護者から小学校6年生までの児童の保護者に拡大します。

1 現状と課題

区は、小学校6年生までを対象に港区学童クラブ事業をはじめ、児童館、子ども中高生プラザ及び放課GO→等の居場所づくり事業を通じて、児童が放課後に安全で安心して過ごすことができるよう支援しています。

しかし、保護者の日常生活上の突発的な事情により不在となる場合や、残業等により帰宅時間が遅くなるなど、児童の安全・安心を確保するために一時的に保育が必要となる状況への支援が課題となっています。

このことから、就学以降も含めた子育て家庭の多様な保育ニーズに応じた支援の充実が必要です。

2 今後の取組

子育て家庭の多様な保育ニーズに応え、全ての児童が放課後に安全で安心して過ごすことができるよう、区独自の取組として、本年4月から実施しているベビーシッター利用支援事業の対象を未就学児の保護者から小学校6年生までの児童の保護者に拡大します。

この取組を推進することで、定員超過により港区学童クラブ事業を利用できない児童の安全・安心の確保にもつなげます。

3 事業概要

(1) 拡充内容

対象を未就学児（満6歳に達する年度の末日まで）の保護者から、小学校6年生（満12歳に達する年度の末日まで）までの児童の保護者に拡大します。

(2) 実施時期

令和5年11月から

(3) 利用上限

児童一人当たり年144時間

(4) 利用補助

1時間当たり2,500円(7~22時)、3,500円(22~翌7時)

4 事業規模

32,495千円

〔利用支援補助金 30,600千円
申請書受付等業務委託料 1,895千円

財源：都支出金 21,240千円(小学校3年生までは、補助率10/10)

一般財源 11,255千円(小学校4年生以降分及び委託料)

5 スケジュール(予定)

令和5年9月 令和5年第3回港区議会定例会補正予算案提出

10月下旬 区民への周知

11月 事業開始